

審 議 会 等 の 会 議 結 果 報 告 書

課所名

企 画 政 策 課

会 議 名 令和8年度 第2回 諏訪市行政改革推進委員会

開催日時 令和8年7月27日(月) 午後3時～午後4時

出席者 佐久会長、飯田委員、倉嶋委員、武田委員、平林委員、宮沢委員、宮下委員、山岸委員、山谷委員、山村委員(以上10名)
金子市長、前田企画部長、柳平企画政策課長、唐木田スマート化推進係長、矢崎スマート化推進係主査、濱財政課長、土橋財政係長、三澤財政係主任

資 料 ・資料 施設使用料の算出に関する基本方針(案)について(答申)

協議議題(内容)及び会議結果(要旨)

1. 開 会(進行:企画政策課長)

2. 会長あいさつ

大変暑い中、行政改革推進委員会に出席いただきありがとうございます。前回の委員会において、市の公共施設の維持管理の問題について多くのご意見を頂戴しました。皆様より様々な意見があり、市の方でも慎重にご審議いただきました。かつて、バブルの最盛期には市の多くの公共施設が建設されてきましたが、その後の情勢変化に合わせていかなければなりません。行政改革推進委員会の意見として本日は市長に答申を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 議事

・協議事項

(1)施設使用料の算出に関する基本方針(案)の答申書について

○会長

前回の委員会で諮問された「施設使用料の算出に関する基本方針(案)」について、皆様には郵送で答申書の案をお送りし、ご確認いただきました。

委員から寄せられたご意見・ご質問について事務局より説明をお願いします。

○財政課

前回の委員会後、委員からいくつかご意見をいただきました。改めまして市の考え方をご回答いたします。

1 点目、使用料の算出の根拠に減価償却費を入れることについて、公共施設は市民全体の財産であり、誰もが受益者となることから、原価に算定しないことが望ましいとのご意見をいただきました。市の考え方としては、委員会においてご説明をいたしましたが、公共施設は行政目的に応じて設置し、施設が使用できる限り、20年・30年とその目的に沿って使用していくものであります。そのため、建設費を建設時の市民が負担するよりも、その施設により受益を受ける人が公平に負担をしていく世代間の公平性を図るために、減価償却費を使用料原価に含めているものであります。また、受益者負担割合を取り入れることで、その負担のうち、行政が負担すべきものはその割合により負担していくという考え方です。

2 点目として、使用料の見直しを行う場合、現行料金から大幅な増額が想定されることから、市民への極端な負担増とならないよう期間や金額の段階的な措置を講じるよう対処されたいというものです。こちらにつきまして、市といたしましては、利用者の急激な負担増、さらに、利用低下に伴う公共施設の収入の減となる可能性もございますので、基本方針において、見直し後の使用料の上限を 1.5 倍としております。また、見直しのサイクルを 4 年としておりまして、理論上の適正使用料と現状の使用料に大きな乖離率がありましても、利用者の負担は段階的に上昇、又は下降する場合もございますが、調整されていくよう配慮をしております。

3 点目ですが、近隣自治体の施設使用料の算出方法について調査を行い、算出した使用料が近隣自治体と比べて極端な高い・安いが生じないよう使用料を調整することというものです。

市といたしましては、施設の維持管理経費等に基づく理論上の適正使用料が必ずしも近隣類似施設と同程度の額とならないことは承知をしております。そのため、基本方針中の「設定における留意事項」におきまして、「同種・類似施設間の均衡」を謳っております。具体的な使用料の設定におきましては、現行の使用料を理論上の適正使用料に近づけることを原則としつつも、諏訪地域内、近隣自治体、または民間施設との差が極端になることのないよう調整し、利用の低下、又は急増につながらないよう、基本方針に明記しております。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

< 質問・意見等 >

○会長

委員の皆様より、ご意見ありますでしょうか。

○委員

行政改革推進委員会での議論を通じて、公共施設とは何ぞやということを自分自身でも問うてきました。市民の福祉のための建てた公共施設であり、負担は市民に覆いかぶさっている部分もあり、市民ニーズの把握、公共施設の必要性については事前に十分に論じるべきであると考えます。公共施設のあり方は時代によって変わってくるものであり、総延床面積削減を目指して解体にも取り組んでいるところですが、市民感情的には建物がどんどんなくなっていくことに対する思いもあります。今ある施設を有効に使っていく必要性も感じているところです。市民でしっかり議論すべき課題であると感じました。

○会長

他にご意見ございますか。

前回ご承認いただきましたとおり、最終的な答申案の校正は私に一任いただきました。今、事務局より説明がありました内容につきまして、減価償却費については、委員それぞれご意見はあろうかと思いますが、世代間の公平に重点をおく市の考え方については、受益者負担の原則を求める基本方針としては理解できるところと考えます。また、使用料の激変緩和、近隣自治体施設との比較については、事務局の説明のとおり基本方針において明記されているため、方針に沿って配慮をいただきたいと考えます。そのため、答申においては、市民の皆さんにご理解をいただけるよう、丁寧に説明していくよう要望事項として付記した、原案とおり答申を、このあと市長に申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

— 異議なし —

4. 答申(会長より金子市長へ)

令和8年6月30日付け令8企政第22号にて諮問のありました標記の件について、本委員会で審議の結果、下記の要望意見を付して下記のとおり答申します。

記

1. 諮問された施設使用料の算出に関する基本方針(案)は、社会情勢の変化に対応した方針として適切な内容である。

2. 具体的な運用にあたっては、以下の事項に十分配慮して推進することを要望する。

(1) 基本方針に基づく、使用料の見直しについては、使用料の算出の根拠となる施設の維持管理経費や減価償却費、受益者負担割合の考え方、具体的な設定方法、理由などを、市民や利用者に対して、分かり易く丁寧に説明をすること。

(2) 人口減少や物価高、公共施設を取り巻く価値観の変化などを考慮に入れ、4年ごとの定期的な使用料の見直し以外でも、弾力的に使用料の見直しを検討すること。

5.市長あいさつ(金子市長)

行政改革推進委員の皆様には大変ご多忙なところ、これからの施設マネジメントのうえで基軸となる考え方について諮問を申し上げましたところ、熱心に議論を重ねていただきまして心より感謝申し上げます。

運用にあたっての配慮事項につきまして、市民にわかりやすい説明や、適時適切な見直しについて、答申の内容をしっかりと受け止めて対応してまいりたいと思います。行政改革は日々進化をしてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

— 懇談 —

6.今後のスケジュールについて(事務局説明)

今後の予定ですが、第3回委員会を11月頃に予定しております。使用料の見直しについて各施設の審議会等を通じた個別の議論を行う段階に入りますので、そうした経過をご報告させていただく予定です。

別件になりますが、情報共有を申し上げます。先週、市長の定例記者会見にて発表させていただいたところではありますが、市役所における窓口受付時間の変更を全庁的に行う方向で準備を行います。先行して市民課が8月より、窓口の受付時間を9時から午後4時30分に正式に変更いたしますが、他の全部門の窓口においても変更する方向です。この取組を通じて、「行かなくても済む」「行ってもすぐ済む」行政サービスの実現と、職員の働き方改革を諏訪市役所全体で進め、行政事務の効率化を図るものです。行政改革という観点からの取組でもありますので、随時、この委員会でも経過のご報告をさせていただきます。

7. 閉 会 (企画部長)

委員の皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、答申をいただきましてありがとうございました。本日の答申を受けて基本方針を確定させ、その総論に基づいて今後はそれぞれの施設の使用料をどうしていくか、個別の各論に入ってまいります。この施設の使用料が一体いくらになるのかという各論の議論においても、市の考え方をわかりやすく丁寧に説明することに努め、市民の皆様の理解を得ながら施設ごとにしっかり進めていきたいと思っています。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、行政改革推進委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。